

初診時・再診時の選定療養費が変わります

「紹介状なし」「病状安定後の継続受診」は一定額をご負担いただきます

国は近年、医療機関の機能分担と相互連携を推進するため、「初診・再診時の選定療養制度」を定めています。この制度は、初期診療は医院や診療所などの「かかりつけ医」で行い、高度・専門医療は病院（200床以上）で行うことを推進するものです。

2022年4月の診療報酬改定により選定療養制度が強化されたことを受け、当院においても10月1日から選定療養費を以下のとおり変更いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

選定療養費の種類	対象	現行	変更後 2022年10月1日～
初診時※	<ul style="list-style-type: none"> 紹介状なしで受診された方 院内紹介なしで新たに他の診療科を受診（初診）する方 	医科 5,500円 歯科 3,300円	医科 7,700円 歯科 5,500円
再診時	<ul style="list-style-type: none"> 当院通院中に症状が安定したため他の医療機関に紹介させていただきましたが、ご自身の判断で再度当院を受診する方 院内紹介なしで新たに他の診療科を受診（再診）する方 	医科 2,750円 歯科 1,650円	医科 3,300円 歯科 2,090円

（価格はすべて税込）

※初診とは…

- ・ 当院を初めて受診されたとき
- ・ 以前に当院を受診されたことはあるが、疾病が治癒もしくは終了し、前回の受診から4ヶ月以上（小児は1ヶ月以上）あけて受診されたとき
- ・ 医学的所見により継続治療を必要とするが、ご自身の判断で治療を中止し、4ヶ月以上（小児は1ヶ月以上）たってから受診されたとき

※徴収対象外となる患者

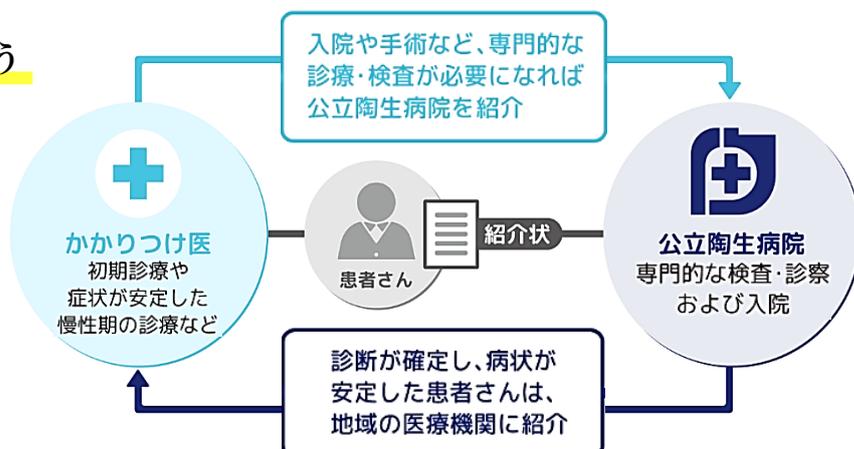
- ・ 他医療機関からの紹介状をお持ちの方
- ・ 20時から翌8時30分までに受診する方
- ・ 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）に受診する方
- ・ 公費負担医療制度受給者（特定の疾病・障害等に限り）
- ・ 健診等の結果により精密検査が必要となり受診される方
- ・ 当院の他の診療科から院内紹介された方
- ・ 土曜日の12時以降に受診する方
- ・ 緊急性があり救急車で来院された方
- ・ 生活保護制度受給者
- ・ 労働災害、交通事故自費診療、健診、お産等の方

「かかりつけ医」を持ちましょう

病気の治療・予防など自分や家族の健康に関して日常的に相談できる

「かかりつけ医」を持ちましょう。

「かかりつけ医」は、検査や高度な医療が必要となった場合には適切な専門病院へ紹介してくれます。



問い合わせ先：医事課